

令和4年度 赤い羽根「つながりをたやさない社会づくり ～あなたは一人じゃない～」活動助成
助成要領

1 趣 旨

長期化するコロナ禍で環境の悪化等により引き続き支援を求める声が高まっていることから中央共同募金会の要請により令和4年度赤い羽根「つながりをたやさない社会づくり ～あなたは一人じゃない～」活動助成に参画します。

2 対象団体

助成の対象となる団体は次のとおりです。

- (1) 法人格を有する県内の団体
- (2) 法人格を有していないが、会則があり予算及び決算が明確な県内の団体

3 対象事業

対象事業は、新型コロナウイルス感染症の影響下にあり、困難を抱える人を対象にした次の事業とします。

- (1) 不安を抱える人への相談支援事業（いのちの電話、チャイルドライン等）
- (2) 生活困窮家庭への支援事業（フードバンク、配食サービス等）
- (3) 子どもたちの居場所づくりに取り組む事業（子ども食堂、放課後児童クラブ等）
- (4) つながりをたやさない地域づくりに取り組む活動（見守りサービス等）
- (5) その他、本会が必要と認める事業

4 対象経費

対象者の支援に直接必要な費用とし、活動経費及び備品の購入いずれも対象とします。

5 対象外経費

次の経費は助成の対象外とします。

- (1) 会議や人件費等の団体運営経費
- (2) 行政が経営し、またはその責任に属するとみなされる事業（委託事業を含む）
- (3) その他、本会において不相当と認めたもの

6 助成額

1団体あたりの助成額は原則30万円ですが、事業内容によっては上限50万円までとします。

7 募集

助成事業に係る募集は、本会ホームページに掲載するほか、報道機関等へ資料提供します。

(1) 募集期間

令和4年4月21日（木）から令和4年6月30日（木）【当日消印有効】

(2) 助成決定

- ①第1次助成決定 令和4年6月 3日（金）予定
- ②第2次助成決定 令和4年6月24日（金）予定

③第3次助成決定 令和4年7月14日(木)

(3) 事業実施期間

助成決定を受けた日から令和5年3月31日(金)まで

※応募状況により、追加募集を行う場合があります。

8 手続き

(1) 申請

助成を受けようとする団体は、別に定める様式(申請書)に必要な書類を添付して本会へ提出してください。

(2) 助成審査及び決定

申請された事業の審査を行い、会長が決定します。

(3) 変更申請

助成決定後にやむを得ない事情により本会が認めた事業を変更したい場合は、事業の着手前に本会の承認を受けてください。

(4) 事業完了報告

事業完了後は、別に定める様式(事業完了報告書)に関係書類を添付して、令和5年4月14日(金)本会へ提出してください。

9 助成の取消し

次の掲げる事項に該当するときは助成の決定を変更もしくは取消し、または助成額の全額もしくは一部を本会に返還することがあります。

(1) 助成決定後に事業を休止、または廃止した場合

(2) 助成金を指定された事業以外に使用した場合

(3) その他、不相当と認められた場合

10 その他

本助成要領に定めのないことについては、別に定めます。